

入間市公共施設等総合管理計画〔概要版〕

<公共施設マネジメントの目的>

- ① 市民ニーズの変化に合わせて、公共施設の機能・役割の見直しを行うこと。
- ② 社会情勢や時代の変化に合わせて公共施設の保有量を適正化すること。
- ③ 公共施設の再整備を効率的に実施すること。
- ④ 公共施設の実態を的確に把握すること。
- ⑤ 老朽化が進む公共施設の維持管理を総体的、計画的に推進すること。
- ⑥ 公共財産(資産)としての公共施設の有効活用を図ること。
- ⑦ 公共施設の最新情報を提供することで、市民、民間事業者、行政が公共施設等の情報を共有化し、現状に対する理解を深め、互いに一定の課題認識を持てるようにすること。

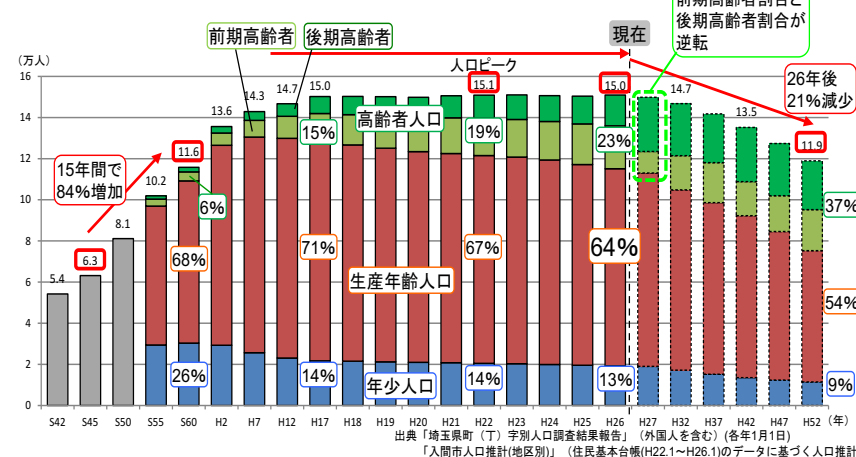
<問題点と課題>

市 政 の 問 題 点

ー人口ー

- 平成22年をピークに大幅な人口減少を予測
 - ・ 平成22年の約15.1万人をピークに、平成52年には約11.9万人と約3.1万人（21％）減少と、大幅な人口減少が進む。
- 急激な人口構成の変化
 - ・ 平成22年をピークに生産年齢人口比率は低下し、平成52年には、高齢者人口比率が37%まで14ポイントの増加、年少人口比率は9%まで4ポイント減少する見込み。

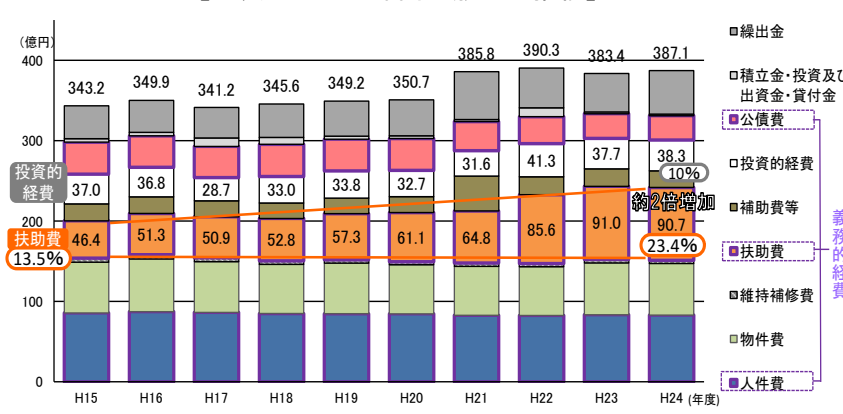
【図表：人口推移及び推計】



ー財政ー

- 今後、さらに投資的経費の確保が難しくなる
 - ・ 今後も、高齢化の一層の進展や少子化対策等による増加が見込まれるため「義務的経費」の増大が懸念される。
 - ・ 公債費負担比率は減少しているが、扶助費等の増加により経常収支比率は90%を超える水準で推移しており、ますます財政の硬直化が進み、投資的経費の確保が難しくなる。

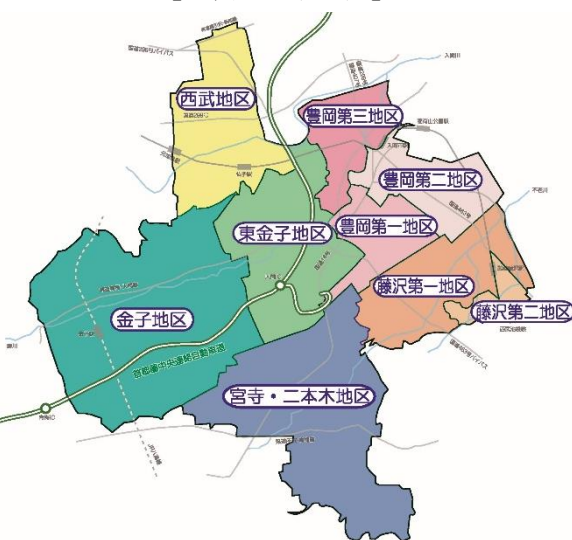
【図表：過去10年間の歳出の推移】



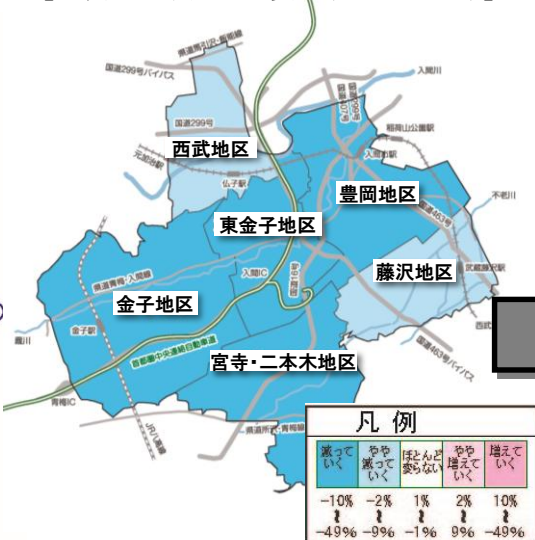
ー地区ー

- 地区によって土地利用状況や整備状況が異なる
 - ・ 既に人口減少が始まっている東金子地区や、年少人口の減少率が大きい金子地区等では、減少幅が特に拡大するなど、地区によって状況が異なる。
 - ・ 公共施設に求められる機能にも違いが見られ、整備状況も一律ではない。

【図表：地域区分】

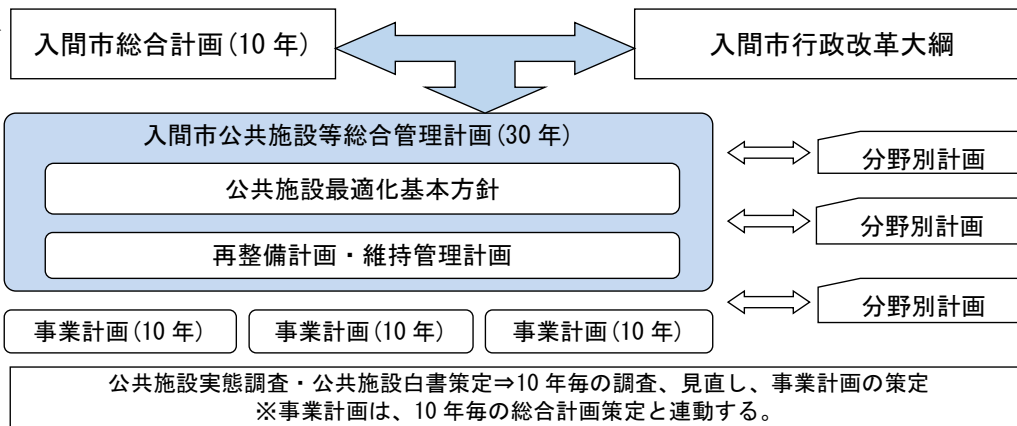


【図表：地域別人口変化（H24⇒H44）】



<公共施設マネジメントの構成図>

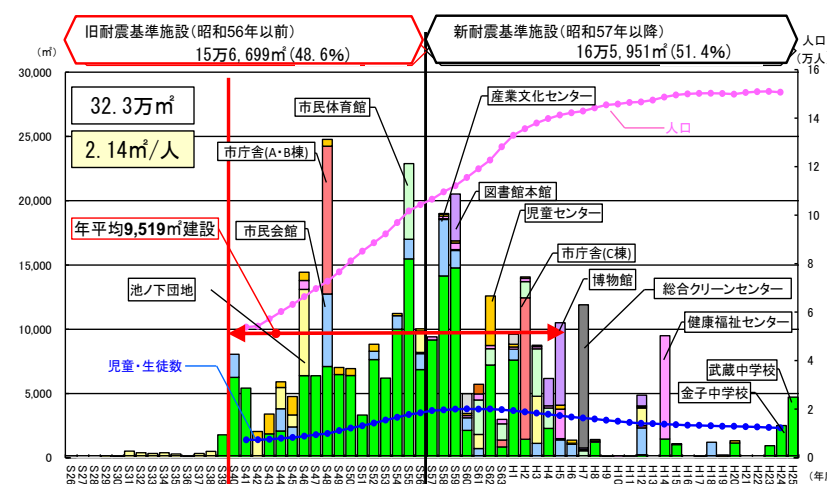
- ・ 基本方針は、市の最上位計画である入間市総合計画及び入間市行政改革大綱に基づいて策定するもの。
- ・ 30年先を見据えて市が行う公共施設の適正化に関する基本的な指針として位置づけられる。



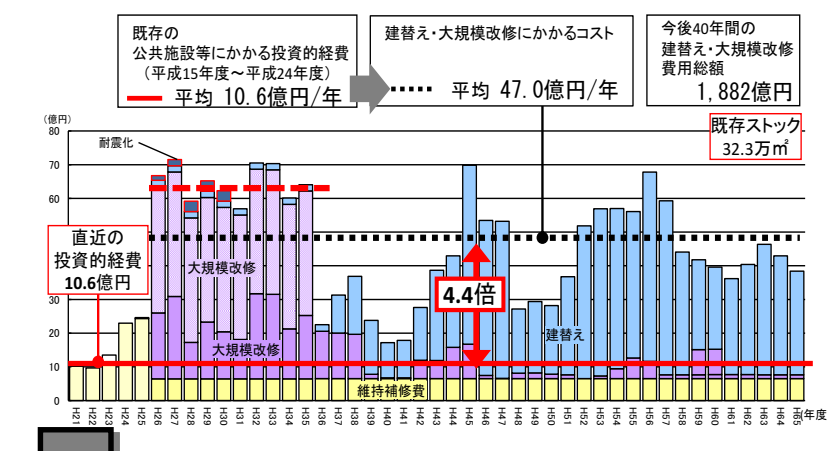
公 共 施 設 の 問 題 点

- 多くの施設が老朽化している
 - ・ 保有する建物の延床面積32万2,650㎡、築30年以上の建物が約20.6万㎡（64％）。
 - ・ 昭和40年から平成5年の間に整備が集中しており、全体の86%を占めている。
 - ・ 行政財産の建物のうち、学校教育系施設が約17.4万㎡（54％）で、そのうち約13.9万㎡（80％）が築30年以上経過している。
 - ・ 市営住宅については、昭和30～40年代に整備されたものが多く築50年以上経過した施設が多いことから老朽化が懸念される。
- ・ 旧耐震基準施設は約15.7万㎡（49％）のうち、耐震化未実施施設は約4.5万㎡（14％）であり、早急な対策が必要

【図表：築年別整備状況】



【図表：公共施設コスト試算】



<対応方向>

人口動向の変化とともに財政制約が強まる中、開発動向や土地利用の変化等の地区状況の変化や公共施設の老朽化、市民ニーズの変化などに対応する必要がある。

横断的・総合的な公共施設の機能の見直しや多機能化等、公共施設の最適化や行政サービスのあり方の見直しによる資産の有効活用を検討する必要がある。

資産の有効活用を実現するためデータの収集・分析から方針及び計画の策定、さらにはPDCAサイクルの確立等による長期の公共施設マネジメントの体制を構築する必要がある。

公共施設最適化基本方針

基本理念

市民にとって真に必要な施設サービスを
持続的に提供していくための全体適正化

<基本方針>

－方針－

1 公共施設のあり方を見直す (施設機能と行政サービスの見直し)

✓ 社会情勢の変化や市民生活の将来見
通しを考慮した上で、適正な行政サー
ビスが提供できるよう公共施設の機能
を見直し、適正な施設量、施設配置へ
の再編を図る。

2 新たなハコモノは作らない (建物(ハコ)の活用、適正化・長寿命 化の推進)

✓ 有効活用を図るためには、施設の再整
備に取り組む必要があり、再整備に係
る費用の縮減や平準化のために、施
設の保有量や配置の適正化、長寿命
化にも取り組む。

3 施設管理の効率化を図る (柔軟かつ効率的な管理・運営)

✓ 市民ニーズの本質を見極め、必要不
可欠な行政サービスとは何かを導きだ
した上で、施設の再整備を含め管理の
全体効率化に取り組む。

－方策－

1-1 施設機能の見直し

- ・ 社会情勢や市民生活の変化に合わせた行政サービスの適正化
- ・ 各施設が連携し、補完しあうことによって行政サービスを提供

1-2 施設の利用形態の適正化

- ・ 施設機能の見直しに合わせた施設の利用形態の適正化
- ・ 利用形態に合わせた施設・設備等の改善に取り組む

1-3 市民と行政の共通認識の醸成

- ・ 職員研修や庁内推進会議等により全庁的な取組として位置付ける
- ・ 継続的な市民周知と公共施設に対する課題認識の共有化

1-4 民間と行政の役割分担の見直し

- ・ 行政サービスや施設機能の見直しに合わせた適正な方向を検討し、再構成する

2-1 施設保有量の適正化

- ・ 必要不可欠な機能は維持しつつ、施設保有量を適正規模に縮減
- ・ 学校施設は、地区の拠点施設として有効活用

2-2 施設の適正配置の推進

- ・ 地域対応施設は、6地区または9地区の地域区分で再配置
- ・ 地区ごとの実情に合わせた施設の適正配置を検討

2-3 施設利用の効率性向上

- ・ 利用対象者の拡大や施設利用の多目的化を進め利用率の向上へ
- ・ 交通手段の確保などを検討し、利用者の利便性向上へ

2-4 既存施設の有効活用

- ・ 民間との共同利用や貸与等に取り組み、資産として有効活用する
- ・ 有効活用により生み出した財源は公共施設整備基金への積立へ

3-1 効率的な施設保全の実施

- ・ 長期的計画を策定して効率的な施設保全に取り組む
- ・ 効率的な施設保全のため、事後保全から予防保全に切り替え

3-2 一元的なマネジメントの実施

- ・ 具体的な事業推進に向けて事業計画を策定するとともに、マネジ
メントを一元的に所管する担当部署を設置

3-3 施設の広域利用の推進

- ・ 近隣市との公共施設の相互利用を促進
- ・ 近隣市との公共施設の管理運営組織の共同化、一括委託化等検討

3-4 都市基盤施設の効率的な維持管理

- ・ 総体的データは、公共施設マネジメント全体の財政計画で常に把
握・管理

3-5 民間活力の有効活用

- ・ 公共施設の管理運営は、地域団体やNPO法人との協働推進
- ・ 公共施設の整備、管理運営にPPPの手法を積極的に導入

<推進方法>

－方向性－

1 整合の取れた計画の策定

✓ 公共施設マネジメントを推進していくた
めの実行計画として「再整備計画」と
「維持管理計画」を策定するとともに、
その具体化を図るために事業計画及
び地区別計画を策定する。

2 実現に向けた条件整備

✓ 公共施設マネジメントを実現するた
めに諸条件を整備する。

－方法－

1-1 再整備計画の策定

- ・ 再整備計画は、基本方針「1」「2」の具体的な取組方向を示すも
ので、10年間の事業計画や地域性を考慮した地区別計画の策定へ

1-2 維持管理計画の策定

- ・ 維持管理計画は、基本方針「3」について、具体的な取組方向を
示すもの

1-3 個別計画との連携(都市基盤施設)

- ・ 道路、橋りょう、上下水道等、都市基盤施設については、維持管
理及び保全に関する取組方向を個別計画で具体化する

1-4 他の行政計画との連動

- ・ 個別の計画を見直す際には、基本方針や再整備計画・維持管理計
画の取組方向を反映していく

2-1 市民意見の反映

- ・ 意見交換の機会を設けて、施設利用者だけではなく広く一般市民
と議論を重ねるとともに、市民アンケート等を実施

2-2 推進組織及び体制

- ・ 一元的なマネジメントを推進するために、専任で取り組む担当部
署を設置

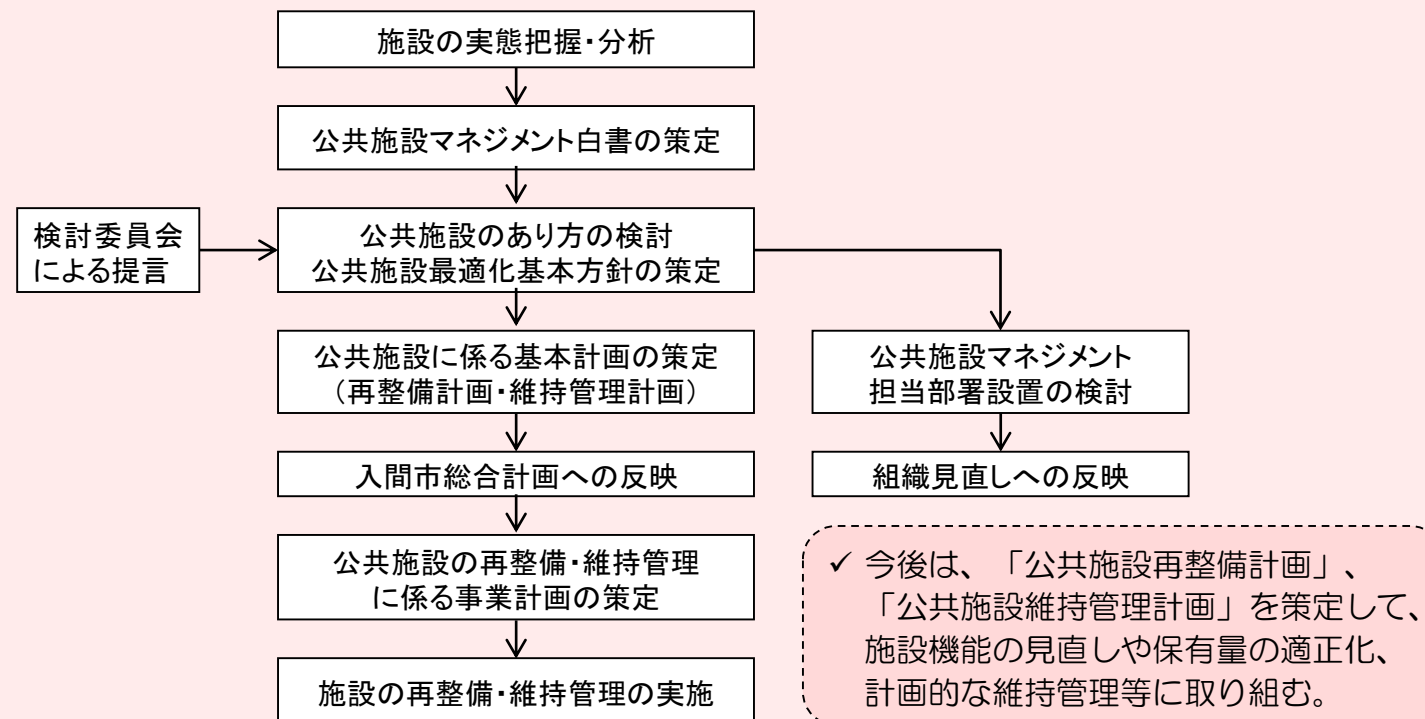
2-3 PDCAサイクルの推進

- ・ 取組の成果についての評価方法を確立するとともに、PDCA
サイクルを活用して計画を常に改善し、適正化していく

2-4 資金調達方法

- ・ 公共施設マネジメントを進めるために、長期的なコスト試算に基
づいて、財政計画を検討し資金調達方法の整備を進める

<公共施設マネジメント 実施フロー>



公共施設再整備計画

＜取組方針＞

(1) サービス内容と施設機能の見直しに対する取組方針

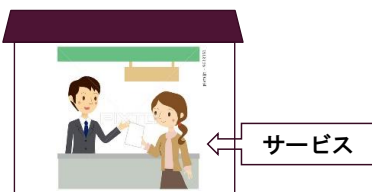
- サービス内容と施設機能の見直しについては、公共施設をソフトとしての「施設サービス」と、ハードとしての「施設機能」とに分けて、それぞれの施設に求められる役割を見直します。
- サービス内容と施設機能の見直しによる効果を高めるために、民間と行政の役割分担の見直し、民間活力の有効活用についても積極的に取り組みます。
- 見直したサービス内容と施設機能に見合うように、公共施設の規模、総量、配置についても適正なものに見直していくこととします。

① サービス内容の見直しの考え方

- 施設で提供しているサービスの内容については、市民ニーズなどを的確に捉えた上で、公共性と公平性などの視点から見直します。

サービスとは・・・

市が市民の皆さまに提供している子育て支援、高齢者支援、社会教育、学校教育、コミュニティ支援などのソフトウェアに関すること。

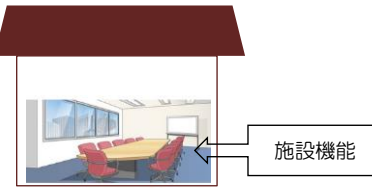


② 施設機能見直しの考え方

- 施設機能について、サービス内容に応じて施設そのものが必要か検証するとともに、施設が備えるべき機能についても見直しを図ります。

施設機能とは・・・

施設にある部屋、設備などのハードウェア（ハードウェアの主な役割）のこと。例）会議室機能（左図）



③ 民間と行政の役割分担見直しの考え方

- 施設の見直しを行う際には、民間と行政の役割分担についても検討します。
- 役割分担の見直しについては、次の4つの区分で検討します。

公設公営	公設民営		民設公営	民設民営
直営方式 (一部業務委託含む)	包括的管理運営委託 (指定管理者方式)	施設貸与 譲渡方式	リース方式	P F I 方式 補助金方式等

④ 民間活力の有効活用の考え方

- 民間と行政の役割分担の見直しと併せて、全ての施設において、管理運営や施設整備に民間活力を導入することで、サービスの向上や効率化を図れるかを検討します。
- 施設整備を行う際には、PFI方式など民間活力を活用した整備が出来ないかを積極的に検討し、事業費の縮減にもつなげていきます。
- 民間活力の有効活用の手法については、次の4つの手法を中心に検討することとします。

指定管理者方式	・市が設置した公共施設について、その設置目的を達成するために、民間に施設の管理や事業の運営を委ね、その経営能力や技術を活用すること。
包括的管理運営委託	・個別に発注している業務を、包括的に委託することで、事務の効率化を図るとともに、コストの削減につなげること。
リース方式	・施設や設備機器を比較的長期にわたり賃貸することで、更新を含めた維持管理コストを平準化すること。
P F I 方式	・行政が企画した施設整備業務等に対して施設整備の提案を行い、それに沿って資金回収、建築物の設計・施工、建設後の施設運営を行うこと。

＜事業計画への反映＞

- 公共施設の再整備や維持管理の具体化を図る事業計画は10年間を計画期間とし、この「公共施設等総合管理計画」に位置づけられた基本方針、再整備計画、維持管理計画の実行を担保するための事業を具体化する計画。
- 事業計画においては、具体的な施設名をあげて統廃合・複合化・多機能化の実施を位置づけることとなるが、その前提として、対象施設の立地している地区住民や施設利用者などに、複数の案を示しながらの計画説明、意見交換などを行う。

(2) 施設の整備・運営の適正化に対する取組方針

- 原則として新規施設の建築はせず、既存施設の改修・更新のみ実施することとし、厳しい財政状況や市民ニーズの将来的な見通しを考慮して、施設総量を縮減する方向で進めます。
- 今後保有し続けると判断した施設については長寿命化を図ることとし、ランニングコストの縮減に配慮した整備を実施します。
- 利用形態や運営方法の適正化については、慣例にとられない柔軟な発想により、有効活用に向けた見直しを行います。

① 保有量適正化の考え方

施設保有量の縮減目標
30年後までに**施設面積3割削減**

＜縮減方法＞

i) 多機能化・複合化の推進（一つの公共施設に二つ以上の機能を付加する）

- 用途の異なる施設でも、サービス内容や施設機能の面からメリットが確認できる場合は、多機能化・複合化を推進する。
- 多機能化・複合化の対象施設は、小学校と公民館を中心に集約化を図り、各地区の拠点施設として整備する。

ii) 統廃合の推進（基準に基づき対象施設の優先順位付けを行う）

- 市内に複数ある公共施設は、6地区または9地区への再配置に向けて統廃合を進める。
- 対象施設としては、小中学校、公民館、保育所、学童保育室など、9地区という地域区分を越える数のある施設とする。

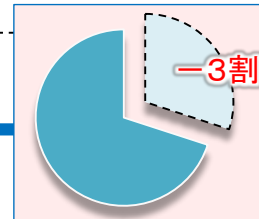
iii) 広域連携の推進（近隣自治体との機能補完）

- 市内に一つしかない施設、または広域的に利用されている施設については、広域連携の一環として近隣市との共同設置や共同運営などを検討していく。

事業費の縮減 ・施設保有量の縮減により人件費、光熱水費等維持管理費の削減
・余剰となった施設や土地の貸与・売却などによる歳入確保 等

＜優先順位＞

i) 耐震化 (市有特定建築物の耐震化)	iii) 統廃合・複合化・多機能化 (サービスの向上、施設の有効活用、総量縮減)
ii) 大規模改修・長寿命化 (可能な施設の長寿命化及び経費の平準化)	iv) 施設更新 (老朽化の状況による施設更新)



② 適正配置の考え方

- 地域対応施設は、基本方針で示した9地区または6地区の区分により、施設の再配置を進めます。
- 市内全域を対象とする施設は、広域連携による視点とともに、施設の利用しやすさや人口構成など実情に応じた再配置を進めます。
- 配置見直しの検討は次の4つの視点を中心に行います。

地域ごとの偏りの解消	・施設類型ごとに2つの地域区分で、分布の偏りや重複を検証しながら再配置を進める
同種・類似施設の重複の解消	・異なる施設間における同種・類似機能の重複の解消に向けて施設配置を見直す
老朽化状況の把握・優先順位の調整	・築年数、耐震診断・改修状況等の履歴の把握等をもとに、優先順位を調整する
将来の利用需要の見通しによる検討	・将来人口見通しをもとに優先順位や複合化のパターンを調整する

③ 利用方法及び運営方法適正化の考え方

- 今後も保有し続ける施設は、より効率的、効果的に活用されるよう、利用方法や運営方法の見直しを行います。

④ 施設利用の効率性向上の考え方

- 利用者の利便性の向上のために開館時間等の見直しや、利用団体の育成等により、利用率向上を図ります。

⑤ 有効活用の考え方

- 施設の貸与や売却などにより得られた資金は、公共施設整備基金に積み立てるなど、公共施設マネジメントのための事業費として活用します。
- 公共施設存続の必要性は、客観的に評価した上で「譲渡」「廃止」「用途変更し存続」「存続」の4つの区分で是非を判断します。

(3) 施設の広域連携に対する取組方針

- 近隣自治体と共通の行政課題に対応するための施設は、相互利用や、共同利用、共同運営、共同設置など、様々な手法を使って広域で連携し、施設の設置、運営、維持管理にかかる費用の縮減を図ります。

相互利用	・広域対応施設（社会教育施設、文化施設、体育施設など）のうち、相互利用を行っている施設の利用拡大を検討する。
共同利用	・各自自治体が固有に所有している施設については、他の自治体も所在自治体と同様に利用できるように検討する。
共同運営	・各自自治体が単独で設置した公共施設においても、運営に関する費用を共同で負担することで、各自自治体の負担を減らすことを検討する。
共同設置	・更新が必要な施設については、事業費を分担して施設建設を行い、建設後も共同運用をしていけるように検討する。

(4) 除却施設の取扱いに対する取組方針

- 本市が所有する財産のうち、当初の行政目的を達成し遊休化している施設、老朽化が進み建替えが必要となった施設、統廃合や複合化などにより余剰となった施設等については計画的に除却し、跡地の有効活用を図ります。
- 除却を行う際には、除却債（地方債）の積極的な活用を図ることとします。

【現在予定されている除却計画】

優先順位	施設名	除却後の土地利用
1	入間グリーンロッジ（国民宿舎）	緑地（公園等）
2	入間永光苑（納骨堂）	売却

施設整備の方向性

公民館	【中央公民館】 - 社会教育活動のマネジメントを所管する組織として、行政サービスと施設を切り離して、今後のあり方を検討する。 【地区公民館】 - 地域区分に基づく配置を検討するとともに、複合施設として施設機能の見直しの可能性を検討する。 - 複合施設とする場合、地域の拠点施設となる地区センターへの移行について検討することとする。 ※地区センターとは、支所や公民館機能を含む各地区の拠点となる公共施設として想定している。地域の方が利用しやすい利用形態や運営形態を導入する。
文化施設	【市民会館】 - 現在備えている機能について必要性を検討し、今後の施設整備の方向性を見出していく。 - 更新する場合には、立地可能な場所への移転を前提とする。 - 施設の管理運営は、現行の指定管理方式を含めて、どのような手法が市民サービスの向上や効率性の向上につながるかを積極的に検討する。 ※別途策定する市有特定建築物耐震化推進計画に沿って整備を行う予定。 【産業文化センター】 - 当面は市民ニーズを捉えつつ、柔軟な施設運営を進めていく。 - 施設については長寿命化を図ることとし、長寿命化のための大規模改修に合わせ、一部のサービス内容・施設機能の見直しを行う。 - 長期的な視点では、他施設との機能の重複に留意しつつ、他用途への変更についても検討する。 【文化創造アトリエ】 - 歴史的建造物としての保存・活用を最優先に考え、それに沿った施設整備、管理運営を行う。 - 施設整備は修繕を基本とし、長寿命化のための大規模改修は実施しない。 - 市民の文化活動の拠点施設としての役割を維持するとともに、創作活動の場として必要なサービスを提供する。
集会施設	【市民活動センター・男女共同参画推進センター】 - 市民活動センターとしてのサービス内容・施設機能を確保しつつ、提供するサービスに応じて必要な整備を行う。 - 現在の施設の必要性を検討し、結果によってはサービスと施設を切り離し、サービス提供に最もふさわしい施設への移転も検討する。 - 社会福祉協議会事務所の配置については、別途検討する。 【青少年活動センター】 - 宿泊可能施設として、市民ニーズを把握・分析し、今後のあり方を検討する。 - 更新する場合には近隣自治体との共同設置、共同管理を検討するとともに、変化に柔軟に対応できる仕様を検討する。 - 施設管理や事業運営などに民間活力の導入を検討する。
農業施設	【農業研修センター】 - 施設及びサービスについては現状維持とし、長寿命化により対応することとする。 【農村環境改善センター】 - 農業者の活動拠点及び地域のコミュニティ活動施設としての機能は維持し、多目的な活用が図れる方向で検討する。 - 立地的特性を活かし、加治丘陵の拠点施設としての活用も検討する。
勤労福祉センター	- 施設自体は活用し、利用率向上に向けて施設用途の変更を検討する。 - 用途変更を検討する際は、市の直営施設として存続させるか、現行の指定管理契約に留意した上で、譲渡、売却等について検討する。

老人憩いの家	- 老人憩いの家としての施設更新は行わず、原則として自治会に譲渡する方向で検討する。なお、譲渡先がない場合は、施設の廃止を検討する。 - 施設を譲渡する際は、施設ごとに対応方法を検討する。
博物館	- 収蔵庫、展示室等の特殊性に配慮しつつ、現状の機能を維持することを前提として長寿命化を図る。 - 社会的要請も含めて市民ニーズを把握・分析した上で、サービス見直しを検討する。 - 運営形態については、直営形式にとらわれず、民間活力の導入も検討する。
児童センター	- 児童厚生施設として必要となるサービスと機能を検討する。 - プラネタリウム事業については、設置目的や費用対効果、他の施策との優先性などを考慮して、更新を判断していくこととする。
図書館	【本館】 - 現状の機能は維持することを前提とし、新たなサービスとして考慮しなければならない居場所づくりや学習エリアの拡大等諸問題への対応を考慮し、施設整備を検討する。 - 原則としてサービスは現状のままとするが、民間活力の導入、他の施設や広域での連携について検討する。 【分館】 - 市民に平等な図書サービスを提供できるよう施設配置について見直しを検討する。その際は単独の施設整備ではなく、他の施設への複合化について検討する。
小学校・中学校	- 施設更新を機に統廃合を実施し、将来的には9地区に1校ずつ配置する方向で検討する。 - 複合化については、既存の校舎を活用した複合化策と、施設更新時の複合化策の2段階で検討する。まずは、余裕教室が確保出来たところから複合化を進め、既存施設で対応できない機能については、更新時に複合化する方向で検討する。 - 屋外プールについては、全校を通じて効率的な運用が図れるような見直しを検討する。 - 災害時対応施設としての整備に配慮する。 - 施設整備については、文部科学省の示す方針に留意する。 - 複合化のメリットを活かしたサービス内容の見直しを検討する。 - 複合化により相乗効果が期待される用途がある場合は、積極的に検討する。
保育所・幼稚園	【保育所】 - 施設更新の際は、小学校などに複合化する方向で調整し、旧施設については廃止の方向で検討する。 - 配置については、地域区分ごとに民間事業者の状況、公立保育所の果たす役割を踏まえて検討する。 【幼稚園】 - 入園希望者の減少や民間幼稚園の設置状況などを考慮し、市としてのサービス提供を含め、今後のあり方を検討する。
学童保育室	- 更新が必要な施設については、余裕教室の活用を前提として原則小学校の校舎内に複合化する方向で調整する。 - 校舎内への複合化が困難な場合は、原則小学校の敷地内に建設するものとし、校舎の更新時には改めて校舎内への複合化を検討する。 - 施設整備の際は、小学校の統廃合の方向性を考慮する。
市営住宅	「市営住宅長寿命化計画」に沿って再整備を進めていくこととする。 - 長期的には県営住宅や民間住宅との供給バランスを考慮し、保有量をコントロールすることとする。 - 施設の整備や維持管理に加えて民間ストックの活用など官民が連携した運営方法について、積極的に検討する。

施設整備の方向性

市庁舎・支所 ・出張所	【市庁舎】 - 施設の耐震化にあわせて、施設整備と機能の見直しについて具体化していくこととする。 - 施設面積については、今後の需要を踏まえて適正な規模を検討する。また、施設を更新する場合にはニーズの変化などに柔軟に対応できるような仕様の採用などを検討する。 - 多くの市民が利用する施設であり、耐震化に合わせて、省エネルギー化、バリアフリー化、ユニバーサルデザインなどの導入を積極的に進める。 - 核となるサービスについては、最適化を図りつつ継続していくこととなるが、耐震化を機に、より市民の利便性を考慮したサービスの見直しを図る。 ※別途策定する市有特定建築物耐震化推進計画に沿って整備を行う予定。 【支所・出張所】 - 公民館とともに地区センター化に向けて検討する。
屋内スポーツ施設	【市民体育館】 - 耐震改修及び大規模改修工事を実施して長寿命化を図り、今後２０年を目途に現状の施設と機能を維持するものとする。 - 更新時には、現状機能を維持する方向で検討し、現地での建替えは、立地できる施設規模（床面積）に留意して計画する。 【地区体育館・武道館】 - 施設機能は現状維持を原則とし、計画的に長寿命化を図る方向で検討する。 - 施設更新については、需要を把握しながら検討を進めていく。 - 地区体育館については、小中学校の体育館の活用を含めて、今後の方向性を検討する。 - 武道館については、利便性の高い体育施設への複合化や近隣市との役割分担について検討する。
老人福祉センター	- 高齢者の健康づくりの場については、体育施設及び健康福祉センターの機能やサービスを勘案して、統合を検討する。 - 老人憩いの家の取扱いとあわせて、老人福祉センターの配置を検討する。具体的には、各地区の拠点施設に、高齢者の居場所づくりや社会参加の推進を図るために必要な機能の設置を検討する。
障害者福祉施設	【扇台福祉作業所】 - 施設及びサービスについては現状維持とし、長寿命化により対応することとする。 【障害者活動センター】 - 現在の施設は、旧耐震基準の建物であり老朽化も進んでいることから安全性に配慮し休廃止を検討する。 - 設置目的を勘案し、今後の方向性を検討する。
健康福祉センター	- 民間での実施環境が整ってきているサービスについては、市としての実施の必要性を再検証し、見直しを検討する。 - 多くの機能を持ち、サービスを提供しているが、他の施設で行われているサービスとの重複がないか改めて見直し、重複や類似しているサービスがある場合は、整理を検討する。 - 会議室や活動室などの貸室については、できる限り使用制限をかけず利用できるよう検討する。
学校給食センター	- 施設の老朽化を考慮して、改修や建替えを検討する。 - 工事に伴う施設の休止に配慮して、現地での更新ではなく、移転も検討する。

総合クリーンセンター・リサイクルプラザ	- 設備等の耐久性を考慮して、長期的な視点で施設更新を計画とする。 - 施設更新については、現施設の休止による市民への影響に配慮し、現地での建替えの他、移転についても検討する。なお、施設を更新する場合は、近隣市との統合・共同運用なども検討する。 - リサイクルプラザについては、総合クリーンセンター（施設）の更新を検討する際、今後のあり方を見直すこととする。
その他の施設	【防災センター】 - 配置については、現在の場所だけで良いのか、分散配置の必要性があるかといったことについても検討する。 【入間市駅南口自転車駐車場】 - 原則として、サービス内容は維持していくものとする。 - 更新の際は、施設建設、管理運営等において、民間活力の導入を検討する。

縮減方法

※地域対応施設は①②の取組を通じて9地区への適正配置を進めていく

i)多機能化・複合化の推進（一つの公共施設に二つ以上の機能を付加する）

- 用途の異なる施設でも、サービス内容や施設機能の面からメリットが確認できる場合は、多機能化・複合化を推進し、総量縮減につなげます。
- 多機能化・複合化の対象施設は各地区に配置されている地域対応施設とし、小学校と公民館を中心に集約化を図り、各地区の拠点施設として整備するものとします。
- 6地区または9地区の地域区分に合わせて再配置するものとします。
- 小中学校における複合化については、「学習環境の向上に資する学校施設の複合化のあり方について」に準拠して、具体的な整備方法を決定していくものとします。

複合化と多機能化の違い？

- 複合化：サービスと機能を集約化するもの
- 多機能化：サービスだけを集約化するもの

ii)統廃合の推進（基準に基づき対象施設の優先順位付けを行う）

- 市内に複数ある公共施設は、6地区または9地区への再配置に向けて統廃合を進めます。
- 対象施設としては、小中学校、公民館、保育所、学童保育室など、9地区という地域区分を越える数のある施設とします。
- 小中学校については「入間市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本方針」も勘案し、具体的な整備計画を決定していくものとします

公共施設維持管理計画

＜取組方針＞

(1) 維持管理・修繕の取組方針

- これまでの施設の保全是、対症療法的な壊れてから直すという「事後修繕」であり、これでは、建物躯体が傷みやすく、施設の寿命を縮めるだけでなく、故障や不具合の影響により修繕の規模が拡大する場合があります、財政負担の増大を招くことになります。
- 施設の休止や使用禁止も考えられ、市民サービスの低下を招く要因ともなるとともに、人命にかかわる事故の発生や致命的な行政機能の低下につながる恐れがあります。
- こうした課題を克服するため、次の3つの手法により故障・事故を未然に防ぐ「予防保全」に転換します。
- 全施設を「事後修繕」から「予防保全」に切り替えるためには相当な年数を要するため、引き続き事後修繕を実施しますが、実施にあたっては保全計画と連携する必要があります。

① 歳出の平準化に向けた保全計画の策定

- 全施設の長期的な保全計画を策定し、将来の財政負担を予測します。
- 保全計画は、中長期的視点に立ち維持保全の方向性を決定するものと、短期的視点に立ち具体的な工事の内容・実施方法を決定するものに大別します。

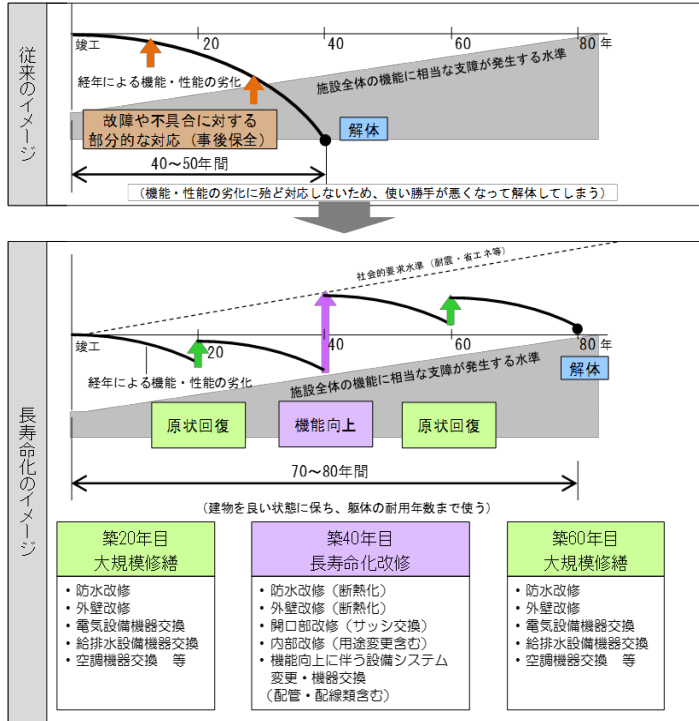
② 改修・修繕に向けた優先度の検討

- 建築物は、建築・電気設備・機械設備の各部位で構成されます。施設の点検においては、建築基準法に基づき実施していますが、予防保全実施のためには、施設の状況を早期、かつ的確に把握していくとともに、建築、電気、機械設備といった部位別に適切な対応を行っていくものとします。
- 点検や劣化診断などを通じ、改修及び修繕の優先度を評価し判断ができる仕組みを構築します。
- 優先度を判断するためには、劣化の緊急度や劣化に伴うリスクなどが関係してきます。今後、それらを評価し優先度を数値化する仕組みについて検討します。

相互利用	判断の要因
高	予兆が発見しにくく、劣化・機能停止等により直ちに機能を失い、建物全体に重大な被害が発生し、市民利用上大きな損失となる（耐震性能の低い建築物を含む）。
↓	安全上、市民利用上も影響が少なく、軽微な劣化等でもその兆候に応じて対処を行えば大きな影響が少ない。
	経年劣化が進んでも機能上や安全上に影響が少ない。
低	

③ 施設情報の一元管理化

- 施設情報、修繕履歴や点検記録などの情報を電子化し、一元管理を行います。



＜事業計画への反映＞

- 公共施設の再整備や維持管理の具体化を図る事業計画は10年間を計画期間とし、この「公共施設等総合管理計画」に位置づけられた基本方針、再整備計画、維持管理計画の実行を担保するための事業を具体化する計画。
- 事業計画においては、具体的な施設名をあげて長寿命化（耐震化を含む）工事の実施を位置づけ、その前提として、施設を今後存続させることや施設の劣化状況を勘案し、優先順位を判断する。

(2) 点検・診断等の取組方針

- 劣化状況を効率的・効果的に把握する仕組みとして、施設管理者が記入するための点検シートと点検マニュアルを作成します。
- 点検シートによる報告を受け、劣化が著しい施設に対しては、建築・設備系の技術職員や業務委託による専門家が詳細な現地調査を行います。
- 施設の状況を把握し、故障や不具合の兆候を早期に発見し評価する仕組みを構築することで、適切な施設管理につなげます。

① 点検マニュアルの活用

② 劣化状況の評価

③ 点検結果の活用

(4) 耐震化の取組方針

- 今後も維持する公共施設等については、再整備計画や耐震改修促進計画と連動して優先的に耐震化を実施していきます。
- 耐震化が図られていない施設については、大規模災害発生の備え（危険回避策）として次のことに取り組むものとします。

【危険回避策】

避難通路の確保	各施設の避難通路となっているエリアの整理整頓を行い、いざというときにスムーズに誘導・避難ができるようスペースを確保する。
避難訓練の実施	最低1年に1回、防災訓練や避難訓練を利用者とともに実施する。
備品類等の転倒・落下防止	利用空間におけるガラス飛散防止、照明器具等の落下防止、棚・ロッカー等の転倒防止等を実施する。

(6) 都市基盤施設の効率的な維持管理の取組方針

① 点検・診断等の実施

- 各施設の劣化や損傷状況等を把握するため、適切な点検、診断、調査を実施し、状況に応じて適切な補修を実施し、また、補修履歴等の情報は、次の点検・診断等に活用します。

② 点検・診断情報の記録と活用

- 点検・診断等により得られた情報は、台帳を整備し記録します。点検結果等で得られた情報から、劣化予測などを行い、必要な対策の規模や時期を修繕計画へ反映させます。

③ コストの縮減と平準化

- 点検結果等に基づき計画的な修繕・更新を行うことで、従来の事後修繕から、損傷が深刻化する前に修繕を行う予防保全へ転換し、施設の長寿命化を図り、費用を縮減します。

(3) 安全確保の取組方針

- 施設の維持管理における事故を未然に防ぐためにも、点検に加え火災、傷害・損傷、有害物質及び公害など広い範囲での安全性を確保するとともに、各種点検や安全性の評価において高度な危険性が認められた場合については、施設の改修を行うなど安全確保と長寿命化を図ります。
- 施設の長寿命化が見込めない施設、改修コストがかかりすぎる施設などは、利用状況を踏まえ、施設の供用廃止などを検討します。

【危険除去のための対処方法】

緊急措置	危険が認められた公共施設等については、一時的な供用停止や応急措置等を行う
教養停止の検討・代替機能の確保	他施設やソフト施策による機能の代替、もしくは中長期的な供用停止による対応
施設除去	売却による民間での処理や「除却債」の活用等により、速やかな除去に努める

(5) 長寿命化の取組方針

- 今後も継続して保有する施設については、(1)「維持管理・修繕等の取組方針」にもあるとおり、予防保全により長寿命化を図ります。
- 長寿命化の実施に向けては、単に建設費の多寡に注意を払うだけでなく、ライフサイクルコストの縮減にも視点を置いて検討を行います。
- 建物の目標使用年数に合わせて耐久性の高い部材を使用し、改修や維持管理、将来の用途変更の容易性を考慮するものとします。

【目標使用年数の考え方】

既存施設	新築施設
65年 ※長寿命化工事を行った学校は80年	一般施設：65年 長期使用施設：80年

④ 必要性等の検討

- 人口減少、少子高齢化の進展などから施設に対するニーズも変化してくることが見込まれるため、施設の更新などの際には、施設の必要性や代替の可能性などについて検討します。

⑤ 耐震化の実施

- 各施設について、地震時においても必要な機能を確保するため、橋りょうや管きょなどの耐震化を継続して実施します。

⑥ 民間活力の活用

- 都市基盤施設については、整備範囲が市内全域におよぶ上、施設量が膨大であることから、効率的な維持管理に向けては、民間活力の活用について検討します。